

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	谷川地区 (谷川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月18日 (第3回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平坦地を中心に担い手へ農地集積が進められており、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努めている。一方で個々の農家では後継者の目途がつかない世帯、今後耕作規模の縮小を考えている世帯もあり、農地の承継をどのように行っていくかが課題となっている。地区内に複数の認定農業者があるが、圃場の分散や出作もあるため、圃場の集約化が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の出し手と受け手をスムーズにマッチングできるよう、貸借に関するルールや流れを地域で共有できるよう努める。担い手農家の農地集約による作業効率化の推進や、担い手の確保・育成が出来るよう、地域で取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を中心に、耕作しやすい農地を有効利用する。耕作が継続できない農地は、荒廃防止のための土地利用を検討していく事も必要となる。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手へ農地の集約化に取り組んでいく必要がある。

(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体で中間管理機構の活用を推進し、集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内に複数の認定農業者がいるため、今後、営農の継続や後継者確保のために、生産効率の向上の圃場の大規模化等の検討が必要と考えている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業委員会と役割分担を行いながら、市町村やJAと連携し、地域内の経営体へ農地のあっせんを行うとともに、営農継続に向けての支援や農業後継者育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水田作について小規模農家で実施が困難な作業は、地域の担い手が受託を行っている。 農薬散布等、作業効率化が見込めるものについても、地域の担い手及び南部町農村振興公社、アグリサポートなんぶへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	✓	⑨その他		

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>②担い手を中心に環境保全型農業等へ取り組み、減農薬・減肥料を段階的に進める。</p> <p>③スマート農機の導入により、農業者の作業負担軽減と生産の効率化を図る。</p> <p>⑦日本型直接支払交付金を活用し、（多面的機能支払交付金活動組織 1組織）を活用し、農地の保全・管理を図る。保全管理を行う農業用施設については、活動組織の活動計画書による。</p> <p>⑨堆肥の施用等による耕畜連携を推進する。</p>
